

## 和歌山のすぐれもの！ ～福祉作業所の商品から～

12月12日、和歌山県 NPO サポートセンター主催の「第2回 NPO 交流会」が開かれました。和歌山県下で障がい福祉サービス事業を運営している作業所が製造している商品の紹介と試食会を開きました。最近是一般の量販店でも取り扱いが行われるようになっていますが、そのような商品はまだ少ないのが現実。知っていただくという試みはうまくいったのでしょうか？

様々なこだわりが詰まった商品

福祉作業所では、和歌山産へのこだわりと素材そのものの味を大切に活かせるよう、原料を吟味し、一つ一つ愛情を込めて製品を作られています。しかしながら、そのような商品が手に入る場所はまだそれほど多くありません。そこで、そんな手作り製品を一人でも多くの方に知っていただくことを目的として開催した交流会。交流会には、サークルのお友達同士で参加してくださった方々や、新聞などで知り興味を持って参加してくださった人たちも多く、事例報告のほか、試食を楽しんでいただきました。

また「ひいふうみい」の焼肉タレを使っている「ワークメイト」のエリンギなどのキノコ類を味わったほか、伊吹いりこを使った佃煮「うまいわいしょ」も大好評でした。

試食会ではこのほか、▼「アルファ田辺」による、温暖な紀州で育った南高梅を美味しい梅干しにし、かわいい箱で販売している「梅でどう」(10粒入り)▼「バター」などの材料のすべてを自分たちで調達している「くつき」▼「カーぽっど」のクッキーとアップルパイ、▼「チョコレ」

1トの専門店「わかやま」の「チョコレ」のクッキー「towa」のクッキー「チョコ」は「まゆう作業所」のお米などが登場。さらに、ラスク、いもけんぴ、ポップコーン、バームクーヘンなど、多種多様な商品が会場に揃いました。

食べ物以外にも、織った糸を一つ一つ切つてデザインした「三幸園」のさをり織り小物なども紹介しました。

参加者のみなさんからは「口々においしい」との感想が。『くつきで売ってるの』と質問や商品の改善につながる意見がたくさん出ただけではなく、当初は予定していなかった、商品の注文を受けること



団体からの事例紹介



当日勢揃いした商品



クッキーチョコ



焼肉のタレと佃煮



さをり織りのポーチ



ラスク



様々な出会いも生まれました！

にもなり、参加者のみなさんは福祉作業所の取り組みに様に驚かれています。今回の交流会を通じて、就労支援や自立への道を拓く事を目的に障がい福祉サービス事業を運営している作業所の理解や協力、支援につなげるだけではなく、作り手の「生命」が感じられる商品の PR になればと思います。(金 宏美)

「和歌山のすぐれものギフトカタログ」に今回ご紹介した商品をはじめ、県内の福祉作業所自慢の商品が多数掲載されています。是非ご覧ください。

URL [http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/onlyone/documents/tokusen\\_katarogu.pdf](http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/onlyone/documents/tokusen_katarogu.pdf)

「和歌山のすぐれものギフトカタログ」でインターネット検索をいただくか、和歌山県庁トップページの「健康・福祉」メニューの「障害者」コーナーの「授産施設等の製品カタログ」リンクから、カタログ掲載ページにジャンプしてもアクセス可能です。

## NPO 紙上講座 (23) NPO 法人をつくろう！⑥

A NPO 法人でいう「社員」と「役員」は違うんだよね？

B そう。「社員」は団体の意思決定に参画できる人、「役員」は団体の意思決定に基づいて日々の業務を執行する人のことを指すんだ。

A 団体の意思決定？

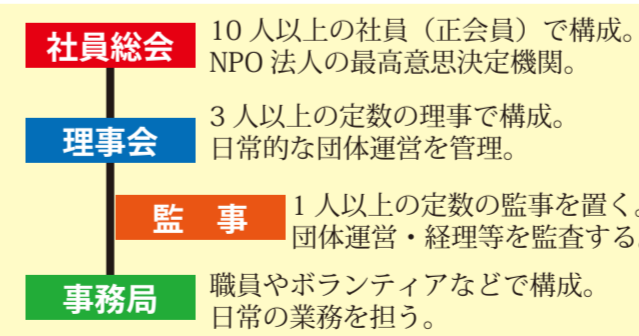
B NPO 法人は社団法人の制度を参考にして作られた制度といわれているんだけど、社団の場合、団体としての意思決定は、団体の構成員によって行われるんだ。団体の構成員のことを「社員」、団体としての意思決定を行う会議を「社員総会」と呼び、NPO 法人もこれにならって設計されているんだ。

A NPO 法人の「社員」は、一般に会社で働いている人を指す「社員」とは意味合いが違うんだね。

B その通り。NPO 法人は「社員」が 10 名以上ないと設立ができないんだけど、NPO 法人では「社員＝働いている人」ということではないんだ。そして NPO 法人の最高意思決定機関が「社員総会」となるんだ。

A 「役員」は？

B 社員総会で団体の意思決定をおこない、その決定に基づいて日常的な業務を管理する機関として「理事会」が置かれるんだけど、この理事会を構成する人を理事、法人の業務を監査する人を監事とよび、法律上は理事は 3 名以上、監事を 1 名以上置くことが義務付けられている。



一般的な NPO 法人の構成例

A 「社員総会」の下に「理事会」があり、そのもとで事業が進められるんだね。

B そういことだね。団体の規模にもよるけれども、日常的な業務は理事会のもとに設置される「事務局」が担っていて、有給の職員が雇用されている

ケースもあるんだ。もちろん無償のボランティアによる運営がおこなわれている団体も少なくない。NPO 法人の運営形態は多様なんだ。

A 社員は 10 名以上いなければならない、役員は理事が 3 名以上、監事が 1 名以上いなければならない、そうしたら NPO 法人は最低 14 人の人がいないといけないの？

B いや、社員と役員は兼務することは可能なので、最低 10 人いればいい。ただし、理事と監事を兼務すること、職員と監事を兼務することは禁止されているので、注意が必要だ。また、3 親等以内の親族が役員総数の 1/3 を超えてはならないという親族規定もある。

A 親族規定？

B そう、公益性を確保する観点からも親族規定が設けられているんだ。でも社員として構成員に入ること自体には親族規定はないよ。

A そういえば、NPO 法人といえば「正会員」とか「賛助会員」とか聞くけどあれと社員の違いって？

B 一般に、正会員が法律上の「社員」として社員総会での議決権を持つ会員、賛助会員は社員総会での議決権はもたないけど資金的に会の運営を支える会員、という区分で使われているんだ。

### みんなでつくる情報板

## わかやまイベントボード

#### ●チャリティー市民クリスマスコンサート 2015

今年で 8 回目。楽しいひとときを。  
日時 12月18日(金)  
18:30～20:30

場所 メディアアートホール (県立図書館 2 階)  
ゲスト Costie Payne (ゴスペル)、コーラス・パレット (女声合唱団)  
参加費 一般 1,000 円、中高生 500 円、小学生以下無料

問い合わせ 申込み 認定 NPO 法人和歌山 YMCA (073-473-3338)

#### ●放送大学公開講演会

「ほっとけやんの気持ちと和歌山をつくる」をテーマにした講演会です。

日時 12月19日(土)  
13:30～16:10

場所 和歌山県立図書館 2F 講義・研修室  
テーマ「優しい街づくり・都市計画とは?」「みんなにやさしい和歌山をつくるために必要なことは?」  
参加費 無料  
主催 放送大学和歌山学習センター (073-431-0360)

#### ●国際交流まつり 2015

外国の方や文化に触れませんか。  
日程 12月20日(日)  
13:00～16:00

場所 和歌山ビッグ愛展示ホール  
内容 民族衣装体験コーナー、外国語 de カラオケ大会、フードコート、国際交流コーナー、スタンプラリーなど  
入場料 無料

問い合わせ 和歌山県国際交流協会 (073-435-5240)

#### ●かんちゃんのミュージック・ケア

音楽の特性の一部を利用して心身に心地いい刺激を与えます。赤ちゃんから高齢者まで参加できる音楽療法です。

日程 1月7日(木)  
10:30～11:30

場所 ほっこりさん 2 階 (みその商店街)  
参加費 1人 500 円  
問い合わせ 申込み 和歌山ミュージック・ケア研究会 (メール happiness.dc.kanchan@gmail.com、電話 073-461-0956・午前中か 20 時半～)

このほかの情報もたくさん掲載！  
「わかやまイベントボード」URL  
PC 版 <http://eventboard.shiminjuku.jp/>  
携帯電話版 <http://eventboard.shiminjuku.jp/m/>

